

「令和8年8月千葉豪雨」に伴う受信料の免除について

このたび、「令和8年8月千葉豪雨」により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された区域内で、お住まいに被害を受けられた方は、受信料が全額免除になります。免除の申請には、「り災証明書」が必要です。「り災証明書」が交付されましたら、免除申請のお手続きをお願いいたします。

＜免除の対象＞ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水

＜免除の期間＞ 令和8年8月～9月まで（2か月間）

- 9月以降に申請いただいた場合でも8月にさかのぼって適用となります。
- 前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

＜お手続き方法＞

受信料の窓口

● NHKホームページでのお手続き

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、必要事項を入力のうち、**「り災証明書の画像データ」をアップロード**してください。



● 郵送でのお手続き

「受信料免除申請書」を切り取って、必要事項をご記入いただき、「り災証明書の写し（コピー）」を添えて、下記送付先までお送りください。

【送付先】 〒213-8790 神奈川県川崎市高津区久本3-5-7
NHK溝口事務センター 災害免除担当

- ✓ 被災により、テレビが故障して使用できなくなった場合などは、受信契約の解約のお手続きが必要となります。下記ナビダイヤルまでご連絡をお願いいたします。

受信料の**免除・解約**に関する
お問い合わせ

ナビダイヤル

0570-077-077

午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

▼ ここから切り取ってご返送をお願いいたします



受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「令和8年熊本地震」による被害を受けたため、日本放送協会受信料免除基準第1項（7）に該当しますので、申請します。

ご契約者名		電話番号	自宅	—	—
			携帯	—	—
ご契約住所 (り災場所)	(〒 —)				

世帯のみなさま全員が引越している場合は、住所変更のお手続きが必要です。住所変更のお手続きを希望される方は、以下の転居先住所をご記入ください。（一時的な避難等で住所変更のお手続きが不要の場合、ご記入は不要です。）

転居先住所	(〒 —)
-------	--------

「個人情報利用目的」記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1.受信料の契約・収納活動（割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます） 2.免除基準の適用 3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い

NHK ONE における番組の同時配信について

このたび、「令和8年8月千葉豪雨」で被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

「NHK ONE」では、ご自宅でテレビがご覧いただけない場合でも、スマートフォンやパソコンでNHKの放送番組をご覧いただけます。

また、「ニュース防災アプリ」では、最新ニュースや気象情報に加え、災害時は避難情報や水道・電気・ガスなどのライフライン情報をお届けしています。

「らじる★らじる」ではラジオ放送をお聴きいただけます。ぜひご活用ください。

NHK ONE WEBサイト

番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信、ニュースの記事や動画などの情報を、スマホやパソコン、ネット対応テレビほか、みなさまの環境に合わせてお届けします。



<https://www.web.nhk/>

対応アプリ(ダウンロードはこちらから)



ネット対応テレビ向け

スマホ・タブレット向け

総合・Eテレの番組の同時配信、1週間の見逃し配信のほか、NHKのニュース記事や動画をご覧いただけます。



<https://www.nhk.or.jp/nhkone/service/app/plus/>



スマホ・タブレット向け

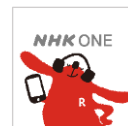
最新ニュースや、気象・災害情報など、命と暮らしを守る 情報を発信します。主なニュース番組や、災害時・緊急時の臨時のニュースも同時配信します。



https://www.nhk.or.jp/nhkone/service/app/news_disaster/



NHK ONE
らじる★らじる



スマホ・タブレット向け

「らじる★らじる」では、スマートフォンやパソコンでNHKのラジオ放送を、いつでもどこでもお聴きいただけます。



<https://www.nhk.or.jp/radio/info/app.html>

災害免除の申請にあたって

- 災害救助法が適用された区域にお住まいで、ご自宅が被害を受けている場合、受信料が全額免除になります。
- 免除に該当する被害の程度は「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「全焼」、「半焼」、「床上浸水」です。上記の被害程度が「り災証明書」に記載されていることをご確認のうえご申請ください。
- 表面の【受信料免除申請書】とあわせて、自治体が発行した「り災証明書の写し(コピー)」を必ず同封してください。
- 受信料を前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

同封書類をご確認ください



受信料免除申請書



り災証明書の写し(コピー)